

大和市告示第63号

大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱（平成20年大和市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「や」を「、」に改め、「容器等」を「生ごみ処理容器等」に改める。

第2条第1号中「分解、減容し、」を「分解し、及び減容することにより、当該生ごみを」に、「（土の上に据えるコンポストタイプの生ごみ処理容器を含む。）」を「又は器具」に改め、同条第2号中「分解、減容し、たい肥化」を「分解し、及び減容することにより、当該生ごみをたい肥化し、」に改め、同条第3号中「<sup>せん</sup>剪定枝」を「剪定枝」に、「チップ化」を「、及び細分化」に改める。

第3条を次のように改める。

（補助対象経費等）

第3条 補助の対象となる経費は、材質が耐水性及び耐久性を備えた生ごみ処理容器等の購入費用とする。

2 前項に規定する補助の対象となる生ごみ処理容器等の数の上限は、生ごみ処理容器は1世帯又は1事業所当たりそれぞれ2基とし、電動式生ごみ処理機及びガーデンシュレッダーは1世帯、1事業所又は1自治会当たりそれぞれ1基とする。

3 第1項の規定にかかわらず、環境への負荷が懸念されるディスポージャータイプのものは、補助の対象としないものとする。

第4条第1項中「補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「申請者」に改め、同項第1号中「容器等」を「生ごみ処理容器等」に、「<sup>ちゅうがい</sup>厨芥類等」を「厨芥類等」に、「又は」を「、」に、「<sup>せん</sup>剪定枝」を「剪定枝」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「未納」を「滞納」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「自治会が」の次に「第2条第1項第3号に規定する」を加え、「これ」を「当該自治会」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加え、同条第4項を削る。

3 過去にこの要綱による補助金の交付を受けている場合は、前回の補助の対象となった生ごみ処

理容器等を購入した日から5年を経過した後に買い替えた場合に限り、補助の対象とすることができる。

第5条を次のように改める。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額及び上限金額は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ補助金の額の欄及び補助金の上限金額の欄に定める額とする。

2 前項で算出された補助金の額に端数が生じた場合は、その区分に応じて生ごみ処理容器は100円未満を切り捨てるものとし、電動式生ごみ処理機及びガーデンシュレッダーはそれぞれ1,000円未満を切り捨てるものとする。

第6条中「容器等」を「生ごみ処理容器等」に改め、「(第1号様式)」及び「当該容器等の」を削る。

第7条第1項中「補助金の交付申請を受けた」を「申請があった」に改め、同条第2項中「基づき」を「より補助金の交付を決定したときは、」に改め、「(第2号様式)」を削る。

第8条中「前条第2項の規定による通知を受けた申請者」を「補助事業者」に、「(第3号様式)により請求するものとする」を「を市長に提出しなければならない」に改める。

第9条中「この要綱により補助金の交付を受けた者」を「補助事業者」に、「容器等」を「生ごみ処理容器等」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

第12条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第11条とする。

別表中「第11条」を「第10条」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第 1 (第 5 条関係)

区分	補助金の額	補助金の上限金額	
生ごみ処理容器	購入金額に 10 分の 9 を 乗じて得た額	20,000 円	
電動式生ごみ処理機	購入金額に 4 分の 3 を乗 じて得た額	50,000 円	
ガーデンシュレッダー		自治会以外	30,000 円
		自治会	60,000 円

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。